

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- ▶ 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- ▶ 教育委員会の審議が形骸化している
- ▶ いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ▶ 地域住民の民意が十分に反映されていない
- ▶ 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

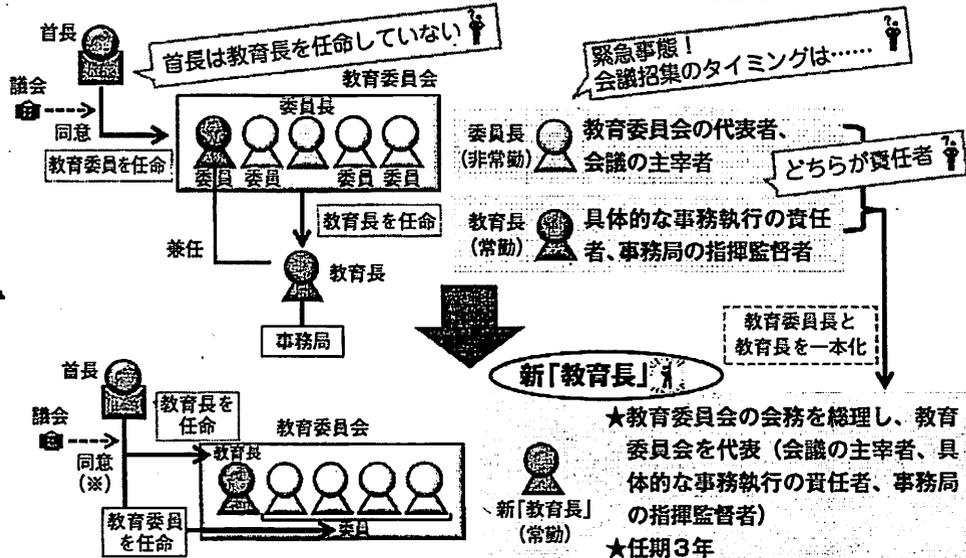
- ▶ 教育行政における責任体制の明確化
- ▶ 教育委員会の審議の活性化
- ▶ 迅速な危機管理体制の構築
- ▶ 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- ▶ いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

POINT② 教育委員会

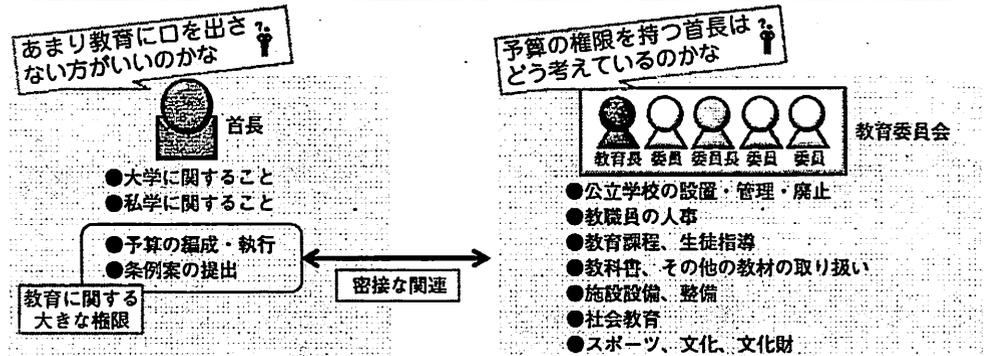
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



総合教育会議の設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能で、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行しやすくなることが可能。

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

総合教育会議の運営について (案)

1. 総合教育会議について

知事は、以下の事項について協議・調整を行うため、総合教育会議を設ける。

- (1) 大綱(※)の策定 (2) 重点的に講ずべき施策 (3) 緊急の場合に講ずべき措置

※大綱とは

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされている。
 (2) 詳細な施策について策定することを求めているものではないとされている。
 (3) 対象期間は、4年～5年程度を想定

2. 構成員および出席者

◎知事および教育委員会

○有識者（協議テーマに応じて必要な場合に参加）

（例）大学教授、学校運営協議会委員、PTA関係者、地元企業人など

3. 開催時期および議題（1回あたり1～1.5時間程度、基本的に年間4～5回程度）

開催時期(目安)	平成27年度(イメージ)	平成28年度以降
4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・運営要綱の策定 ・大綱策定協議 ・教育に関する自由討議（教育関係団体からのヒアリング①） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議すべき事項（2題程度）
7月下旬～ 8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する自由討議（教育関係団体からのヒアリング②） ・次年度以降重点的に講ずべき施策① 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降重点的に講ずべき施策①
9月中旬 (学力調査結果公表後)	<ul style="list-style-type: none"> ・「学ぶ力向上滋賀プラン」の進捗状況・効果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学ぶ力向上滋賀プラン」の進捗状況・効果の検証
10月中旬～ 下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降重点的に講ずべき施策② ・特別支援教育（インクルーシブ教育の推進、特別支援学校生徒の就業力の強化など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降重点的に講ずべき施策②
2月（上旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進のための環境整備など 	<ul style="list-style-type: none"> （・協議すべき事項（2題程度））

※上記の他、教育課題の状況に応じ臨時的に開催

4. 会議の在り方（会議要綱等の策定）

- ・総合教育会議は決定権がなく、協議・調整の場（議決機関ではなく、合意した事項について構成員に尊重義務が生じるに留まる。）
- ・具体の運営について、要綱等を作成し、最初の総合教育会議で承認される必要がある。
- ・会議は原則公開とする。

教育委員会の活性化方策について（案）

審議の活性化および資質・能力の向上

【施行通知 P5】

改正後においても、委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うという役割を従来以上に果たすことが期待されること。また、このような職責を担う委員の資質向上のため、各委員への研修の充実が期待されること。

1. 教育委員会の開催回数および「ふれあい教育対談」の見直し

○教育委員会

開催回数 H26年度 17回(予定) → H27年度 20回

(参考)

平成25年度の全国の教育委員会開催回数は、平均17.1回

○ふれあい教育対談

訪問施設数 H26年度 8箇所(予定) → H27年度 18箇所程度

- ・全員視察と少人数視察の組合せにより、訪問施設数を増やす
- ・少人数体制にすることで、訪問時間、意見交換会の規模調整等、柔軟な実施(可能であれば一日2箇所の訪問 例:小学校と中学校等)

2. 県外視察の新規実施

1人につき年間1回、県外の教育委員会、団体等への視察を行い、情報共有を図る。

<視察先>

福井県や茨木市の学力の取組など、県外の教育委員会や学校、施設等で、先進的、特徴的な取り組みをしている団体等

<共有策>

全ての視察について視察報告を行い、全委員で情報共有

3. 有識者ヒアリングの実施

各課題に関する専門家や有識者を招き、意見を聴取し、本県の教育施策の一助とする。

【テーマ例】

学ぶ力向上、英語教育、高校教育改革・大学入試改革への対応

など今後対応すべき課題

4. 県内市町との意見交換会の実施

県・市町教育長や県教育委員が、喫緊の教育課題について意見交換等を実施することにより、県および各市町における課題やその解決の方向性についての共通認識を図る。

内 容

- ・新たな教育委員会制度について(総合教育会議、大綱等)
- ・学ぶ力向上に向けた取組について
- ・体力向上に向けた取組について
- ・いじめ、不登校問題などについて など

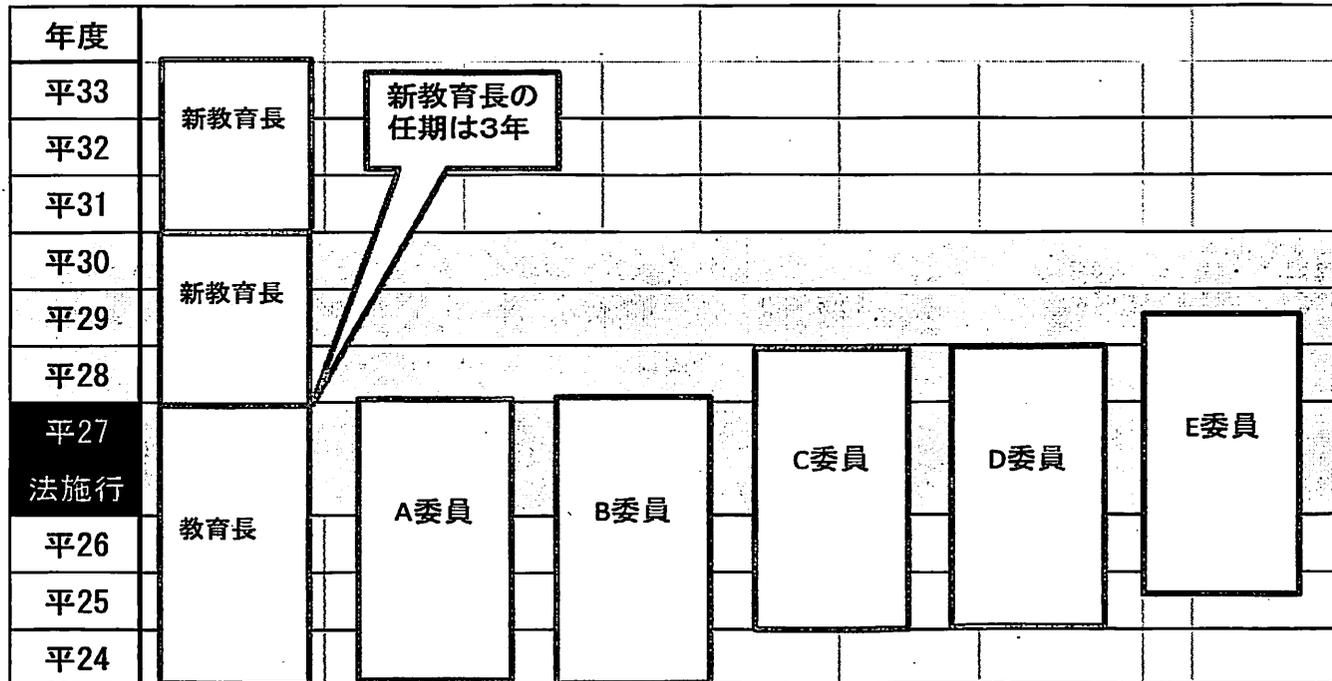
改正地方教育行政法の施行後、新たに任命する教育委員の任期について

制度の概要

- 教育委員については、制度創設時から、教育行政の継続性・安定性を確保するため、原則として一斉に交代しない仕組み。
- 今回の制度改正によって新教育長が委員でなくなることから、ある年には交代する委員がないが、ある年には2人の委員が交代するという場合が想定されるため、経過措置として、法の施行日(H27.4.1)から4年の間(H31.3.31)までに任命される委員の任期は、委員の任期満了日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で首長が定めるものとされている。【附則第4条】

本県の状況

- 本県では、6名の委員のうち、3名ずつ、2名ずつが同時に交代。また、6名全員の交代時期が1年半の間に集中。
※他県のほとんどが、委員が同時に変わらない、または1組だけが同時交代。
- 経過措置により、平成27年度以降に任命する委員の任期を調整することを検討する必要がある。



新教育長の任期は3年

・法の経過措置を適用し、今後4年間に任命する教育委員の任期を1~4年で調整し、任期が特定の年に偏らないようにする。

この期間に任命する委員の任期は1~4年で調整可能